

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律【概要】

内閣府HPより

本法の提出の背景

- 直近の改正である平成 28 年改正法に規定された見直し条項の時期（施行から 3 年）
- 関係団体から、NPO 法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO 法人の事務負担を軽減してほしいとの要望・意見

① 設立の迅速化

現状 縦覧期間（1 月）+ 認証決定までの期間（2 月） → 縦覧期間の短縮により、認証までの期間も短縮

② 個人情報保護の強化

現状 住所等を明記して役員名簿等を公表・縦覧・閲覧 → 個人の住所等の記載を除いて公表・縦覧・閲覧

③ 事務負担の軽減

現状 毎事業年度における書類の提出が過度の負担 → 提出書類を削減して法人の事務負担を軽減

縦覧期間の短縮 【①設立の迅速化】

- 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1 月間」から「2 週間」に短縮する。
- 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により公表する。
⇒ この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行うものとする。
- 申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、「2 週間」から「1 週間」に短縮する。

住所等の公表等の対象からの除外 【②個人情報保護の強化】

- ◇ 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - ◇ 請求があった場合に NPO 法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - ◇ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
- これらについて、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。

NPO 法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 【③事務負担の軽減】

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
（※ 引き続き、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」については、義務とする。）
- 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

【参考】役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、内閣府令を改正し、毎事業年度の提出を義務付ける。

その他

- 公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。
- NPO 法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定を設ける。
- その他所要の規定の整備を行う。